

# 山口大学医学会会則

## 第1章 総則

第1条 本会は山口大学医学会と称する。

第2条 本会の事務局を山口大学医学部(以下「医学部」という。)内(山口県宇部市南小串1丁目1-1)に置く。

## 第2章 目的及び事業

第3条 本会は医学の研究を推進し、会員相互の学識を高め、あわせて会員相互の連絡提携を図り、もって医学の進歩に寄与することを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 学術講演会の年1回開催
- 二 会誌「山口医学」の刊行及び配付
- 三 研究の奨励及び研究業績の表彰
- 四 その他目的を達成するために必要な事業

2 前項第2号、第3号及び第4号に関する事業の規定は別に定める。

## 第3章 会員

第5条 本会の会員の種別は次のとおりとする。

### 一 正会員

- イ 山口大学医学部、大学院医学系研究科及び医学部附属病院の教職員
- ロ 山口大学医学部及び大学院医学系研究科に在籍する学生
- ハ その他、本会の目的に賛同する者

二 名誉会員 本会に特別の功労のあった者で、会長が推薦し総会の承認を経たもの

三 賛助会員 本会の目的に賛同して入会した医療機関及び関係団体

2 第11条第1項第3号に規定する評議員から推薦されたものは、前項の会員になることができる。

3 入会を希望するものは、本会事務局に所定の申込手続をするものとする。

第6条 会員の会費は、次のとおりとする。

一 正会員 年額 5,000 円

二 賛助会員 年額 1 口 7,000 円を 2 口以上

2 正会員のうち、当分の間、大学院学生の会費は、年額 3,000 円、学部学生の会費は、免除するものとする。

3 名誉会員は、会費を納めることを要しない。

第7条 正会員は、会費を前納しなければならない。

2 前納の会費はいかなる場合でも返還しない。

第8条 正会員及び名誉会員は本会の会誌に投稿し、また学術講演会において研究発表をすることができる。

2 「山口医学」の掲載論文の著者はすべて、本会会員でなければならない。

3 学術講演会における筆頭発表者は、本会会員でなければならない。

第9条 会費を2ケ年以上滞納した者は評議員会に諮り、1ケ月の猶予期間の後、会長がこれを退会したものとみなす。

第10条 その他本会の入退会に関する事項は別に定める。

#### 第4章 役職員

第11条 本会に次の役員及び職員を置く。

- 一 会長1名
- 二 副会長1名
- 三 評議員若干名
- 四 幹事長
- 五 総務幹事6名
- 六 編集幹事若干名
- 七 会計監事2名
- 八 職員若干名

2 会長は、医学部長をもって充てる。

3 副会長は、第1項第3号に規定する評議員の互選によりこれを選出する。

4 評議員は、評議員会の議を経て、総会において選出し、会長がこれを委嘱する。

5 第1項第4号、第5号及び第6号及び第7号に規定する役員は、評議員会において選出する。

6 第1項第4号に関する役員は5号の総務幹事の中から選出する。

7 その他役員に関する事項は別に定める。

第12条 会長は本会を代表し、かつ、本会会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。

3 評議員は、会長の諮問に応じ、本会の重要な事項を審議する。

4 幹事長は会長を補佐し総務幹事のとりまとめを行う。

5 総務幹事は本会運営上の庶務、会計、集会、記録等を担当する。

6 編集幹事は会誌「山口医学」の編集及び発行を担当する。

7 会計監事は、本会の会計を監査する。

8 職員は幹事の指示に従い日常の事務に従事する。

第13条 副会長、総務幹事、編集幹事、会計監事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。また、評議員には、当分の間、任期は設けないが、評議員の職を果すことができない理由があるときは辞任することができる。

第14条 補欠または、増員により選任された役員の任期は前任者又は現在者の残任期間とする。

第15条 本会の役員は無給とし、職員については有給とすることができる。

#### 第5章 会議

第16条 通常総会は年1回会長が招集する。臨時総会は評議員会が必要と認めたとき、又

は会員の10分の1以上の要求があったときに開く。

第17条 総会その他の役員会の議長は、会長がこれにあたり会長、副会長ともに事故あるときは、その都度、出席者の互選によってこれを定める。

第18条 総会は、会員の10分の1以上の出席がなければ会議を開き議決することができない。ただし、当該議事について、あらかじめ文書をもって出席者に議決を委任することができる。この場合出席したものとみなす。

第19条 次の事項は評議員会の議を経て通常総会に提出し、その承認を受けなければならない。

- 一 事業計画及び収支予算に関する事項
- 二 事業報告及び収支決算に関する事項
- 三 財産目録に関する事項
- 四 規則改正に関する事項
- 五 その他評議員会において必要と認めた事項

第20条 総会の議決事項は会員全員に通知しなければならない。

第21条 本会に会長、副会長及び評議員により組織する、評議員会を置く。

2 評議員会は、この会則に定める事項を審議する。

3 評議員会は、必要に応じ会長が招集するものとし、会長は、評議員の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して、評議員会の招集を請求された場合には、すみやかに評議員会を開催しなければならない。

第22条 評議員会は、評議員の5分の1以上の出席がなければ会議を開き議決することができない。ただし、当該議事について、あらかじめ文書をもって出席者に議決を委任することができる。この場合出席したものとみなす。

第23条 本会に会長、副会長、総務幹事及び編集幹事の内の「山口医学」編集委員長により組織する、役員会を置く。

2 前項に規定する役員会は、少なくとも年2回、年度初め及び評議員会前に開催する。

第24条 会議の議決は、すべて出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決める。ただし、総会において規則改正又は本会解散に関する事項を議決するときは、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

## 第6章 資産及び会計

第25条 本会の資産は次のとおりとする。

- 一 会費
- 二 別紙財産目録記載の財産
- 三 事業に伴う収入
- 四 資産から生ずる果実
- 五 寄附金品
- 六 その他の収入

第26条 本会の資産は総会の議決を経て、会長が管理する。

第27条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は毎会計年度開始前に会長が編成し、総会の承認を求めなければならない。ただし、決算については会計監事の監査を求めな

ければならない。

第 28 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

#### 第 7 章 補則

第 29 条 本会は、各期毎に日本学術会議に加入登録を行うこととする。

附則

本会則は昭和 48 年 7 月 22 日より実施する。

附則

本会則は昭和 63 年 7 月 24 日より実施する。

附則

本会則は、平成 8 年 7 月 27 日から施行する。

附則

本会則は、平成 14 年 7 月 20 日から施行する。

附則

本会則は、平成 19 年 7 月 14 日から施行する。

附則

本会則は、平成 23 年 7 月 15 日から施行する。

附則

本会則は、令和 2 年 10 月 11 日から施行する。